野田市地域防災計画
新　旧　対　照　表

震災編

令和7年度
修正素案

修　正　案	現　行	
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	震災編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第５　指定公共機関	ページ 震－７

第５ 指定公共機関

１．ＮＴＴ東日本株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第５ 指定公共機関

１．東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

修　正　案	現　行
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	震災編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の整備 第２　情報連絡体制の整備 ページ 震-19 震-22

第１節 防災体制の整備

項　目	担　当	関係機関
第１　地域防災力の向上		
第２　情報連絡体制の整備	危機管理部、総務部	ＮＴＴ東日本株式会社、アマチュア無線連絡協議会

（略）

第２ 情報連絡体制の整備

１．無線通信施設の整備

危機管理部は、災害時に電気や一般加入電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう防災行政無線、防災用ＭＣＡ無線等の整備、保全を推進する。

また、災害時の防災機関との間の迅速かつ正確な情報連絡を確保するために、あらかじめＮＴＴ東日本株式会社千葉事業部千葉西支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

第１節 防災体制の整備

項　目	担　当	関係機関
第１　地域防災力の向上		
第２　情報連絡体制の整備	市民生活部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

（略）

第２ 情報連絡体制の整備

１．無線通信施設の整備

市民生活部は、災害時に電気や一般加入電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう防災行政無線、防災用ＭＣＡ無線等の整備、保全を推進する。

また、災害時の防災機関との間の迅速かつ正確な情報連絡を確保するために、あらかじめ東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉西支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

修　正　案	現　行
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	震災編 第２章　災害予防計画 第５節　地震に強いまちづくり ページ 震-31

第５節 地震に強いまちづくり

項　目	担　当	関係機関
第１　市街地の不燃化・耐震化	都市部、危機管理部、福祉部、自然経済推進部	
第２　道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第３　公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第４　ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、公益社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部、ＮＴＴ東日本株式会社、東武鉄道株式会社、

第５節 地震に強いまちづくり

項　目	担　当	関係機関
第１　市街地の不燃化・耐震化	都市部、市民生活部、福祉部、自然経済推進部	
第２　道路・橋梁等の安全化	土木部	東葛飾土木事務所、千葉国道事務所、江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第３　公共施設の整備	生涯学習部、各部	
第４　ライフライン施設の耐震化	水道部、土木部	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、公益社団法人千葉県ＬＰガス協会野田支部、東日本電信電話株式会社、東武鉄道株式会社、

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 市有建築物のうち、すべての特定建築物の耐震改修が終了したことから、特定建築物の文言を削除するもの	震災編 第２章　災害予防計画 第５節　地震に強いまちづくり 第１　　市街地の不燃化・耐震化	ページ 震-31 震-32

第１　市街地の不燃化・耐震化

（略）

３．既存建築物の耐震化

（略）

(2) 公共施設の耐震化

市有建築物については、令和７年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。

第１　市街地の不燃化・耐震化

（略）

３．既存建築物の耐震化

（略）

(2) 公共施設の耐震化

市有建築物の特定建築物については、令和７年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行う。

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	震災編 第２章　災害予防計画 第５節　地震に強いまちづくり 第４　　ライフライン施設の耐震化	ページ 震-34

第２ 情報連絡体制の整備

（略）

６．通信施設

ＮＴＴ東日本株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

第２ 情報連絡体制の整備

（略）

６．通信施設

東日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図る。

修　　正　　案	現　　行
修正理由 みずき防災倉庫の用途廃止に伴い、新たに旧農協旭支店倉庫を追加するもの	震災編 第２章　災害予防計画 第７節　応急対策の環境整備 第１　　備蓄・物流対策 ページ 震-38

第１　備蓄・物流対策

（略）

２．行政備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

市民生活部は、市役所、欅のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びに旧農協旭支店倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計 13 箇所に、備蓄品の整備を図る。

第１　備蓄・物流対策

（略）

２．行政備蓄の整備

(1) 備蓄の推進

市民生活部は、市役所、欅のホール、いちいのホール、北・南コミュニティセンター及び福田公民館、東部公民館、川間公民館、二川公民館、関宿中央公民館に設置してある備蓄倉庫並びにみずき備蓄倉庫、三ツ堀備蓄倉庫及び瀬戸備蓄倉庫の計 13 箇所に、備蓄品の整備を図る。

修　正　案	現　行
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	震災編 第３章　災害応急対策計画 第１２節　ライフライン施設等の応急対策 第１　ライフライン施設 ページ 震-101

第１２節 ライフライン施設等の応急対策

項　目	担　当	関係機関
第１　ライフライン施設	給水班、土木班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、ＮＴＴ東日本株式会社、日本郵便株式会社
第２　交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第３　公共施設	各班	

第１ ライフライン施設

（略）

５．通信施設

(1) 電話施設

ＮＴＴ東日本株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

第１２節 ライフライン施設等の応急対策

項　目	担　当	関係機関
第１　ライフライン施設	給水班、土木班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第２　交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第３　公共施設	各班	

第１ ライフライン施設

（略）

５．通信施設

(1) 電話施設

東日本電信電話株式会社及びその他移動通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

風水害編

修　　正　　案	現　　行	
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	風水害編 第１章　総則 第２節　防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第５　　指定公共機関	ページ 風－７

第５　指定公共機関

１．ＮＴＴ東日本株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

第５　指定公共機関

２．東日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社

(1) 電気通信施設の整備に関すること
(2) 災害時等における通信サービスの提供に関すること
(3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること

修　　正　　案	現　　行
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	風水害編 第２章　災害予防計画 第１節　防災体制の確立 ページ 風-14

第１節 防災体制の確立

項　目	担　当	関係機関
第１　組織の整備		
第２　情報連絡体制の整備	危機管理部、総務部	ＮＴＴ東日本株式会社、アマチュア無線連絡協議会

第１節 防災体制の確立

項　目	担　当	関係機関
第１　組織の整備		
第２　情報連絡体制の整備	市民生活部、総務部	東日本電信電話株式会社、アマチュア無線連絡協議会

修　正　案	現　行
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	風水害編 第２章　災害予防計画 第４節　各種災害の予防対策 ページ 風-18

第４節 各種災害の予防対策

項　目	担　当	関係機関
第１　水害予防対策	土木部	江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第２　土砂災害防止対策	市民生活部	東葛飾土木事務所
第３　風害防災対策	市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、ＮＴＴ東日本株式会社
第４　雪害防止対策	土木部、都市部、市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、ＮＴＴ東日本株式会社

第４節 各種災害の予防対策

項　目	担　当	関係機関
第１　水害予防対策	土木部	江戸川河川事務所、利根川上流河川事務所
第２　土砂災害防止対策	市民生活部	東葛飾土木事務所
第３　風害防災対策	市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社
第４　雪害防止対策	土木部、都市部、市民生活部、自然経済推進部	東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社

修　正　案	現　行
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	風水害編 第２章　災害予防計画 第４節　各種災害の予防対策 第３　風害防止対策 ページ 風-19

第３ 風害防止対策

（略）

２．通信施設の風害防止対策

ＮＴＴ東日本株式会社は、次のように対策を講じている。
局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の２ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施及び移動電源車の配備を実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

第３ 風害防止対策

（略）

２．通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、次のように対策を講じている。
局外設備は、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の２ルート化及び地下化を推進する。局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施及び移動電源車の配備を実施する。空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は網構造物設計基準によっている。

修　正　案	現　行
修正理由 東日本電信電話株式会社の名称変更に伴い、ＮＴＴ東日本株式会社に改めるもの	風水害編 第３章　災害応急対策計画 第１２節　ライフライン施設等の応急対策 ページ 風-55

第１２節 ライフライン施設等の応急対策

項　目	担　当	関係機関
第１　ライフライン施設	給水班、土木班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、ＮＴＴ東日本株式会社、日本郵便株式会社
第２　交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第３　公共施設	各班	

第１２節 ライフライン施設等の応急対策

項　目	担　当	関係機関
第１　ライフライン施設	給水班、土木班	東京電力パワーグリッド株式会社、野田ガス株式会社、東日本電信電話株式会社、日本郵便株式会社
第２　交通施設	土木班	東武鉄道株式会社、東葛飾土木事務所、千葉国道事務所
第３　公共施設	各班	